

奈良県営水道官民連携手法導入優先的検討規程

1. 総則

1. 1 目的

本規程は、奈良県営水道（以下「県営水道」という。）の水道施設整備事業において多様な官民連携手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続きを定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に水道施設の整備・運営を行うとともに、水道用水受水市町村に対する低廉かつ良好なサービスの提供（安全な水道水の安定的な供給）を確保し、もって県営水道の基盤強化並びに、地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1. 2 定義

本規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。その他、本規程において、水道事業関連の用語の定義は、水道法の定めるところによる。

- イ 官民連携手法 官民の協働に基づき、民間のノウハウ、技術力の活用により、業務の効率化や公共サービスの向上を目指す事業手法。
- ロ PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ハ 水道施設 PFI法第2条第1項に規定する「公共施設等」のうち、県営水道施設に該当するもの。
- ニ 整備等 PFI法第2条第2項に規定する「整備等」のうち、建設、製造、改修若しくは維持管理又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- ホ 優先的検討 本規程に基づき、水道施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら水道施設の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。
- へ DB（デザインビルド）方式 民間事業者に設計及び建設又は製造を一括発注・性能発注する手法。
- ト DBM（ディー・ビー・エム）方式 民間事業者に設計、建設又は製造及び維持管理を一括発注・性能発注する手法。

1. 3 対象とする官民連携手法

本規程の対象とする官民連携手法は次に掲げるものとする。ただし、維持管理（Maintenance）を含む方式の場合には、委託業務内容に応じて水道法第24条の3に規定する、いわゆる第三者委託に該当するものは含まない。

イ 民間事業者が水道施設の設計、建設又は製造及び維持管理を担う手法	DBM方式 (設計Design－建設Build－維持管理Maintenance)
ロ 民間事業者が水道施設の設計及び建設又は製造を担う手法	DB方式 (設計Design－建設Build)

2. 優先的検討の開始時期

新たに水道施設の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び水道施設の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる水道施設の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 県域水道ビジョン（平成23年12月 奈良県）の改定を行うとき
- 二 奈良県営水道“ぷらん2019”（平成26年12月変更 奈良県水道局）の改定を行うとき
- 三 経営戦略の策定又は改定を行うとき

3. 優先的検討の対象とする事業

3. 1 対象事業の基準

次のイ及びロに該当する水道施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- イ 処理方式の変更や処理プロセスの追加等により運転管理方法の変更が伴う浄水場の更新事業、その他民間事業者の技術的能力を活用する効果が認められる水道施設整備事業
- ロ 上記イのうち、事業費総額が10億円以上の水道施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

3. 2 対象事業の例外

次に掲げる水道施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既に官民連携手法の導入が前提とされている水道施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51条）に基づく市場化テストの導入が前提とされている水道施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている水道施設整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある水道施設整備事業

4. 適切な官民連携手法の選択

4. 1 採用手法の選択

県営水道管理者は、優先的検討の対象となる水道施設整備事業について、6. の簡易な検討又は7. の詳細な検討に先立って、「水道事業における官民連携に関する手引き（平成26年3月 厚生労働省健康局水道課）」（以下「官民連携の手引き」という。）に基づいて当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な官民連携手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

4. 2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

県営水道管理者は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、6. の簡易な検討及び7. の詳細な検討を省略して、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 6. の簡易な検討及び7. の詳細な検討を省略することができる場合

採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を行わないことが通例の場合

ロ 6. の簡易な検討のみを省略できる場合（7. の詳細な検討は実施する場合）

①当該事業が施設整備業務の比重の大きいものに該当する場合

②民間事業者から官民連携に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

5. 官民連携手法導入評価委員会の設置

県営水道管理者は、水道施設整備事業への官民連携手法導入の評価の実施にあたり、導入の適否の評価に必要な事項を審議するため、官民連携手法導入評価委員会（以下「評価委員会」という。）を奈良県水道局に設置し、6. 簡易な検討及び7. 詳細な検討の評価結果に基づき、採用手法導入の可否を評価委員会に判断させるものとする。

6. 簡易な検討

6. 1 費用総額の比較による評価

簡易な検討は、官民連携の手引きに基づき、導入による効果、課題、実現性等を整理して、導入実現性の高い手法の選定を行う。導入による効果を定量的に評価する場合は次の方法とする。

(費用総額の比較による評価)

県営水道管理者は、別紙の官民連携手法簡易定量評価調書により、自ら水道施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4. において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- イ 水道施設の整備等の費用
- ロ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ハ 調査に要する費用
- ニ 資金調達に要する費用
- ホ 利用料金収入

6. 2 その他の方法による評価

県営水道管理者等は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、6. 1にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

7. 詳細な検討

県営水道管理者は、6. の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された水道施設整備事業以外の水道施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら水道施設の整備を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

8. 評価結果の公表

8. 1 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

県営水道管理者は、6. 1の費用総額の比較による評価の結果、官民連携手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- ①官民連携手法を導入しないこととした旨、その他当該水道施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項について、官民連携手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。
- ②官民連携手法簡易評価調書の内容について、入札手続の終了後等適切な時期に公表する。

ロ その他の方法による評価の結果の公表

県営水道管理者は、6. 2の方法による評価の結果、官民連携手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- ①官民連携手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該水道施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）について、官民連携手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。
- ②客観的な評価結果の内容（当該水道施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）について、入札手続の終了後等適切な時期に公表する。

8. 2 詳細な検討の結果の公表

県営水道管理者は、7. の詳細な検討の結果、官民連携手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- イ 官民連携手法を導入しないこととした旨、その他当該水道施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項について、官民連携手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。
- ロ 官民連携手法簡易評価調書の内容（7. の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）について、入札手続の終了後等適切な時期に公表する。